

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)	1
○特許法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	12
○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)	14
○実用新案法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	17
○意匠法施行令(昭和三十五年政令第十八号)	17
○意匠法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	17
○商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)	18
○商標法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	21
○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	24
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)	38
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	40
○特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)	47
○組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)	48
○住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)	62
○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)	63
○弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)	70
○資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)	72
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)	73
○信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)	74
○有限責任事業組合契約に関する法律施行令(平成十七年政令第二百六十九号)	76

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）

（在外者の手続の特例）

第一条 特許法第八条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特許管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者）が日本国に滞在している場合

二 在外者が特許出願（特許法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び同法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願を除く。）その他経済産業省令で定める手続を自ら行う場合

三 在外者が特許法第一百七十七条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料の納付をする場合

（特許法第六十七条第四項の延長登録の出願の理由となる処分）

第二条 特許法第六十七条第四項の政令で定める処分は、次のとおりとする。

一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第一項の登録、同法第七条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録及び同法第三十四条第一項の登録

二 次に掲げる処分

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項の承認、同条第十五項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認

ロ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の承認、同条第十五項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第一項の承認

ハ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の認証及び同条第七項の認証

ニ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十五第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認を除く。）、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第十一項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認（同条第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認を除く。）

（特許法第六十七条第四項の延長登録の出願の期間）

第三条 特許法第六十七条の五第三項の政令で定める期間は、三月とする。ただし、同法第六十七条第四項の延長登録の出願をする者がその責め

に帰することができない理由により当該期間内にその出願をすることができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が九月を超えるときは、九月）とする。

（審査官の資格）

第四条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」という。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表（以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十一号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものである。

一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者

二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。）に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの

三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの

四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前三号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

（審判官の資格）

第五条 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表（一）による四級以上若しくは専門行政職俸給表による三級以上の者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものである。

一 五年以上特許庁において審査官の職にあつた者

二 産業行政等の事務に通算して十年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの

三 産業行政等の事務に通算して十二年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

（審判書記官の資格）

第六条 審判書記官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表（一）による三級以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものである。

一 通算して五年以上特許庁において工業所有権に関する事務に従事した者

二 審判の手續に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

（工業所有権審議会）

第七条 特許法第八十五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、工業所有権審議会とする。

(主張の制限に係る決定又は審決)

第八条 特許法第四百条の四第三号の政令で定める決定又は審決は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める決定又は審決とする。

一 特許法第四百条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の勝訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事実以外の事実を根拠として当該特許が同法第一百四十二条の取消決定により取り消されないようにするためのものである決定又は特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決

二 特許法第一百四十二条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の敗訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事実を根拠として当該特許が同法第一百四十二条第二項の取消決定により取り消されないようにするためのものである決定又は特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決
(資力を考慮して定める要件)

第九条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、第十一条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと)。

ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと)。(イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。)

ニ その事業に対する事業税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと)。(イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。)

二 法人にあつては、第十一条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下の法人(次条第五号ロにおいて「特定法人」という。)であること。

ロ 法人税が課されていないこと(所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定し

た所得がないこと。)

ハ イ及びロに該当する法人に対し、特定支配関係（他の法人に対する関係で、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係をいう。次条において同じ。）を持つている法人がないこと。

（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）

第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次条第二項の申請書を提出する日（以下この条において「申請日」という。）において、次のいずれかに該当する者（以下この条において「中小事業者」という。）（第四号から第六号までに掲げる者に該当する者及び当該中小事業者に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該中小事業者を除く。）

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であつて、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ト 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であつて、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

チ 企業組合

リ 協業組合

- ヌ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ル 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ヲ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ワ 森林組合及び森林組合連合会
- カ 商工組合及び商工組合連合会
- ヨ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- タ 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- レ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- ソ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの
- 二 申請日において、次のいずれかに該当する中小事業者（第四号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）
 - イ 個人であつて、申請日の属する年の前年（申請日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）において試験研究費等比率（一年間における試験研究費及び開発費（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下このイにおいて同じ。）が百分の三を超えるもの（申請日において事業を開始した日以後二十七月を経過していないものうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）
 - ロ 法人であつて、申請日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭

和四十年法律第三十四号) 第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。) に対する割合をいう。以下このロにおいて同じ。) が百分の三を超えるもの(申請日において設立の日以後二十六月を経過していないものうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

ハ その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号) 第二条第十六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) である場合において、当該指定補助金等を交付された者

ニ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。) のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。) の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) 又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

三 申請日において、次のいずれかに該当する者(次号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する大学(ロにおいて「大学」という。) の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(ロにおいて「高等専門学校」という。) の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(ロにおいて「大学共同利用機関法人」という。) の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

ロ 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

ハ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号) 第五条第二項に規定する承認事業者

ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。) であつて、別表に掲げるもの

ホ 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行

為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

へ 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

ト 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

四 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（第六号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。ロにおいて同じ。）以下である個人

ロ 常時使用する従業員の数が二十人以下である法人（当該法人に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該法人を除く。）

五 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ その事業を開始した日以後十年を経過していない個人

ロ 特定法人であつて、その設立の日以後十年を経過していないもの（以下このロにおいて「創業特定法人」という。）（当該創業特定法人に対し特定法人以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該創業特定法人を除く。）

六 申請日において、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十六条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者（その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの（当該認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該事業を行う者に限る。）

（減免の申請）

第十一条 特許法第九十九条の規定による特許料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第九条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

三 特許料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第九十九条の二第一項の規定による特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条各号のい

れかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

(特許料の減免)

第十二条 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四年から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第九条第一号ハ若しくはニに掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七一条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七一条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七一条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七一条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 前各項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるとき(特許法第一百七一条第三項の規定の適用があるときを除く。)は、その端数は、切り捨てる。

(決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例)

第十三条 特許法第八十四条の二十第六項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十四条の六第一項及び第二項	国際出願日	第八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日
第八十四条の十二第二項、第八十四条の十五第三項、	第八十四条の四第一項の国際出願日	となつたものと認められる日

<p>第百八十四条の十八、第百八十四条の十九</p>	<p>第百八十四条の九第六項</p>	<p>特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの</p>	<p>特許権の設定の登録又は出願公開がされた出願に係るもの</p>
<p>第百八十四条の十二第一項、第百八十四条の十二の二</p>	<p>日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後</p>	<p>第百八十四条の二十第四項に規定する決定の後</p>	
<p>第百八十四条の十四 第百八十四条の十七</p>	<p>国内処理基準時の属する日後 日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後 国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後</p>	<p>外国語でされた国際出願</p>	
<p>第百八十四条の十二第二項、第百八十四条の十八、第百八十四条の十九 第百八十四条の十二第二項</p>	<p>第百八十四条の四第一項の翻訳文</p>	<p>第百八十四条の二十第二項の翻訳文</p>	

<p>第百八十四条の十三、第百八十四条の十五第四項</p>	<p>第百八十四条の四第一項又は</p>	<p>第百八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は</p>
<p>第百八十四条の十五第一項</p>	<p>並びに第四十二条第二項の規定は</p>	<p>の規定は</p>
<p>第百八十四条の十五第三項</p>	<p>と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする</p>	<p>とする</p>
<p>第百八十四条の十五第四項</p>	<p>と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と</p>	<p>と</p>
<p>と、 と、 と、 と、</p>	<p>第百八十四条の四第六項若しくは 第百八十四条の四第一項若しくは</p>	<p>第百八十四条の二十四第四項に規定する決定の時若しくは 第百八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは</p>

別表（第十条関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人造幣局
- 五 独立行政法人国立印刷局
- 六 独立行政法人国立科学博物館
- 七 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 八 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 十 独立行政法人国立美術館
- 十一 独立行政法人国立文化財機構

- 十二 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 十三 国立研究開発法人理化学研究所
- 十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 十六 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十八 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 十九 独立行政法人労働者健康安全機構
- 二十 独立行政法人国立病院機構
- 二十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二十二 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 二十三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 二十四 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 二十六 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十七 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十八 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- 二十九 独立行政法人家畜改良センター
- 三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 三十一 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 三十二 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 三十三 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 三十四 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 三十五 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- 三十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十八 国立研究開発法人土木研究所
- 三十九 国立研究開発法人建築研究所
- 四十 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 四十一 独立行政法人海技教育機構
- 四十二 独立行政法人自動車技術総合機構
- 四十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四十四 国立研究開発法人国立環境研究所

○特許法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）
（特許料）

第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第四項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、六万千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九十九条若しくは第九十九条の二の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（特許料の減免又は猶予）

第九十九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七十九条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、

又はその納付を猶予することができる。

第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等

- 専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(次号において「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者
- 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人
- 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項に規定する承認事業者
- 四 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて、試験研究に関する業務を行うもの(次号において「試験研究独立行政法人」という。)のうち高等専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの
- 五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの(以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者
- 六 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者
- 七 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)

○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)

第一条 実用新案法(以下「法」という。)第四十八条の十六第五項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項	国際出願日	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
法第四十八条の八第三項、	第四十八条の四第一項の国際出願日	

法第四十八条の十第三項、 法第四十八条の十三の二	同項の国際出願日	
法第四十八条の十四	国内処理基準時の属する日まで	経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の七第一項及 び第二項	第四十八条の四第一項又は 第四十八条の四第六項の規定は	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日 となつたものと認められる日又は
法第四十八条の九、法第四 十八条の十第四項	並びに第九条第二項の規定は	の規定は
法第四十八条の十第一項	と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日 にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規 定する国際公開」と	と
法第四十八条の十第四項	第四十八条の四第六項若しくは 第四十八条の四第一項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若 しくは
法第四十八条の十二	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内 （同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合に あつては、その国内処理の請求の時まで）	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日か ら経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の十三	第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過 した後	第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
法第四十八条の十四	第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願	外国語でされた国際出願
特許法（昭和三十四年法律 第二百一十一号）第八十四 条の九第六項	特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又 は国際公開がされたもの	実用新案権の設定の登録がされた出願に係るも の
特許法第八十四条の十二	日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する

<p>第一項</p>	<p>定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項又は第四項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後</p>	<p>決定の後</p>
------------	--	-------------

第二条 法第三十二条の二の規定による登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名及び住所又は居所
 - 二 当該実用新案登録出願の表示
 - 三 登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。
- 一 当該扶助を受けていることを証明する書面
 - 二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面
 - 3 法第三十二条の二の規定による登録料の軽減又は免除は、次項に規定する登録料の納付を猶予することができる期間内には登録料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる。
 - 4 法第三十二条の二の規定により登録料の納付を猶予することができる期間は、登録料を納付すべき期間の経過の日から三年以内とする。
- （特許法施行令の準用）
- 第三条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（第二号及び第三号を除く。）（在外者の手続の特例）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。
- 2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。
 - 3 特許法施行令第七条（工業所有権審議会）の規定は、登録実用新案についての裁定の手続に準用する。
 - 4 特許法施行令第八条（主張の制限に係る決定又は審決）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同条中

「決定又は審決」とあるのは「訂正」と、同条各号中「同法第一百四十四条第二項の取消決定により取り消されないようにするためのものである決定又は特許無効審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、「審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

○実用新案法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）
（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、一万八千円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき九百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）

1 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（第二号及び第三号を除く。）（在外者の手続の特例）の規定は、意匠登録出願、請求その他の意匠登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 特許法施行令第七条（工業所有権審議会）の規定は、登録意匠又はこれに類似する意匠についての裁定の手続に準用する。

○意匠法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)として、一件ごとに、十万五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。

○商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)

(政令で定める特徴)

第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。

(商品及び役務の区分)

第二条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。

(商標登録の査定期間)

第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。

一 商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

二 商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定

2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

(特許法施行令の準用)

第四条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（第二号及び第三号を除く。）（在外者の手続の特例）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。
別表（第二条関係）

第一類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第二類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第三類	洗淨剤及び化粧品

第四類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第五類	薬剤
第六類	卑金属及びその製品
第七類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第八類	手動工具
第九類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第十類	医療用機械器具及び医療用品
第十一類	照管用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第十二類	乗物その他移動用の装置
第十三類	火器及び火工品
第十四類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第十五類	楽器
第十六類	紙、紙製品及び事務用品
第十七類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第十八類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第十九類	金属製でない建築材料
第二十類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
第二十一類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第二十二類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第二十三類	織物用の糸
第二十四類	織物及び家庭用の織物製カバー
第二十五類	被服及び履物
第二十六類	裁縫用品

第二十七類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第二十八類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第二十九類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第三十類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第三十一類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第三十二類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第三十三類	ビールを除くアルコール飲料
第三十四類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第三十五類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第三十六類	金融、保険及び不動産の取引
第三十七類	建設、設置工事及び修理
第三十八類	電気通信
第三十九類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第四十類	物品の加工その他の処理
第四十一類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第四十二類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第四十三類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第四十四類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第四十五類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

○商標法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（一商標一出願）

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 第一項又は第二項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万九千円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万九千円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料（以下「前期分割登録料」という。）を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、同項に規定する期間を延長することができる。

3 前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割登録料を納付すべき期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内に前期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、前期分割登録料を納付することができる。

4 前期分割登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により前期分割登録料を納付することができる期間内に前期分割登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、

二月) 以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

5 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

6 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の規定により納付すべき割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡って消滅したものとみなす。

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納する場合に準用する。この場合において、第五項中「第一項」とあるのは、「第七項」と読み替えるものとする。

9 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。
(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千五百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。
(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

- 一 六千円を超えない範囲内で政令で定める額に一の区分につき一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額に相当する額
- 二 三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2 前項第一号に掲げる額の個別手数料は国際登録前に、第二号に掲げる額の個別手数料は経済産業省令で定める期間内に、納付しなければならない

ない。

- 3 特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。
- 4 国際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。
- 5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。
- 6 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）

（特許法関係手数料）

第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

		金額
一	特許法第四条、第五条第一項若しくは第八十条第三項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千百円
二	特許証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
三	特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては、千
五	特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	百円）

2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき四百円
六	特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき五百円
七	特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては、八百円）
一	納付しなければならない者	金額
二	特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき一万四千元
三	特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき二万二千元
四	特許法第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
五	特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
六	特許法第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者 イ 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合 ロ 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき四万三千六百円 一件につき七万四千元
七	特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
八	特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき五万千円

							九	出願審査の請求をする者
十	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者							一件につき十三万八千円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき八万三千円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十一万円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十二万四千円に一請求項につき三千六百円を加えた額）
十一	特許法第七十一条第一項の規定により判定を求めめる者							一件につき四万円
十二	裁定を請求する者							一件につき五万五千元
十三	裁定の取消しを請求する者							一件につき二万七千五百円
十四	特許異議の申立てをする者							一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十五	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者							一件につき三千三百円
十六	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者							一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円

十七	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	一件につき五万五千元
十八	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十九	審判又は再審への参加を申請する者 イ 特許法第四十八条第一項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 特許法第四十八条第三項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第七十四条第一項において準用する同法第七十九条第一項の規定により参加を申請する者	一件につき五万五千元 一件につき一万六千五百円

3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第八号まで、第十号及び第十八号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 前項の表第十六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者
 - イ 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ロ 特許無効審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ハ 訂正審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ニ 確定した取消決定に対する再審を請求する者
 - 二 前項の表第十七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者
 - イ 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に係る審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ロ 特許権の存続期間の延長登録の無効に係る審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 4 特許法第九十五条第九項の政令で定める額は、同条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- （資力を考慮して定める要件）

第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）（イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

ニ その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）（イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

二 法人にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。

ロ 法人税が課されていないこと（所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていないこと。

（減免の申請）

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならぬ。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条各号のいずれかに該当することを証する書面として経済産業省令で定めるもの

を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料を免除するものとする。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハ若しくはニに掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 第二項から前項までの規定により算定した出願審査の請求の金額に十円未満の端数があるとき(特許法第百九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。)は、その端数は、切り捨てる。

(実用新案法関係手数料)

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	金額
一 実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、実用新案法第三十二条第三項の規定若しくは同法第十四条の二第五項、同法第三十九条の二第四項、同法第四十五条第二項若しくは同法第五十四条の二第五項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長又は実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第二項の	一件につき二千百円

						規定による期日の変更を請求する者	
						実用新案法第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
						実用新案登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百元
						実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千五百円）
						実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円
						イ 実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円
						ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	
						実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円
						イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円
						ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	
						実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
						実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	
						納付しなければならない者	金額
						実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千元
						実用新案法第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
						実用新案法第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千元
						実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者	一件につき四千二百円
						実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千元に一請求項につき千円を加え

六	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	た額（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額）
七	実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円
八	裁定を請求する者	一件につき五万五千元
九	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十	審判又は再審を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十一	審判又は再審への参加を申請する者 イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	一件につき五万五千元 一件につき一万六千五百円

3 実用新案法第五十四条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号まで及び第六号の中欄に掲げる者及び同表第十号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

（実用新案技術評価の請求の手数料の減免）

第二条の二 実用新案法第五十四条第八項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名及び住所又は居所
 - 二 当該実用新案登録出願の表示又は当該実用新案登録の登録番号
 - 三 実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、申請人が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。

- 一 当該扶助を受けていることを証明する書面
- 二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面
(個別指定手数料の返還の額)

第二条の三 意匠法第六十条の二十二第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 意匠法第六十条の二十一第一項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額（特許庁長官が定める比率により日本円に換算した金額をいう。次号において同じ。）から一万五千三百円を控除した額
- 二 意匠法第六十条の二十一第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額

(意匠法関係手数料)

第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなければならない者	金額
二	意匠法第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき千五百円
三	意匠法第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
四	意匠法第十七条の四若しくは第四十三条第三項若しくは同法第六十八条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千五百円
五	国際登録出願をする者	一件につき三千五百円
	意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円

六	意匠法第六十三条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千百円）
七	意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 意匠原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 意匠原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円
八	意匠法第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者 イ 意匠原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 意匠原簿以外の書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円
九	意匠法第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		
一	納付しなければならない者	金額
二	意匠登録出願をする者	一件につき一万六千円
三	意匠法第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき五千百円
四	意匠法第二十五条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円
五	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
六	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき七千二百円
七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
七	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円

八	審判又は再審を請求する者	一件につき五万五千元
九	審判又は再審への参加を申請する者 イ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第一項（意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第三項（意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	一件につき五万五千元 一件につき一万六千五百円

3 意匠法第六十七条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 二 補正却下決定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 三 意匠登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者
（商標法関係手数料）

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	商標法第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
二	商標法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、商標法第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第三項若しくは同法第七十七条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は商標法第七十七条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千二百円

三	商標法第六十八條の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円
四	商標法第六十八條の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者	一件につき四千二百円
五	商標法第六十八條の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者	一件につき四千二百円
六	商標法第六十八條の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者	一件につき四千二百円
七	商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
八	商標法第七十二条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千百円）
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 商標原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 商標原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円
十	商標法第七十二条第一項の規定により書類又は同法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者 イ 商標原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 商標原簿以外の書類又は商標法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円
十一	商標法第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		
一	納付しなければならない者	金額
一	商標登録出願をする者	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額
二	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二

	出願をする者	百円を加えた額
三	商標法第九条第三項、同法第十三条第一項において準用する特許法第四十条第七項、商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項若しくは第六十五条の八第四項又は同法第七十七条第一項において準用する特許法第五十三項の規定により手続をする者	一件につき四千二百円
四	商標権の分割を申請する者	一件につき三万円
五	商標法第二十八条第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求める者	一件につき四万円
六	登録異議の申立てをする者	一件につき三千元に一の区分につき八千円を加えた額
七	登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき三千三百円
八	審判又は再審を請求する者	一件につき一万五千元に一の区分につき四万円を加えた額
九	審判又は再審への参加を申請する者 イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第一項（商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第三項（商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第一項の規定により参加を申請する者	一件につき一万六千五百円
十	商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十一条第一項の規定により重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万二千元

3 商標法第七十六条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号までの中欄に掲げる者及び同表第八号の中欄に掲げる者のうち

次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 二 商標法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 三 商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 四 確定した取消決定に対する再審を請求する者
- 五 商標法第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の確定審決に対する再審を請求する者

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき千二百円に書面一枚につき七百円を加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあつては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）
二	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき九百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して閲覧を請求する者（以下「電子閲覧請求者」という。）にあつては、六百円）
三	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき八百円（電子閲覧請求者にあつては、六百円）
四	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者	一件につき千三百円（電子書類交付請求者にあつては、千円）

2 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の政令で定める場合は、同項第二号に掲げる者が同法第十二条第一項第一号に掲げる事項（発行の日から一年以内の特許掲載公報（特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報をい

う。)に掲載された特許に係るものに限る。)の閲覧を請求する場合とする。

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第九号及び第十号並びに第二条第二項の表第一号及び第五号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)

(国際予備審査の請求に係る手続の補完及び手続の補正)

第一条 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「法」という。)第十四条の経済産業省令で定める事由のうち当該請求に係る国際出願の特定に関する事由として経済産業省令で定めるものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。この場合において、手続の補完をすべきことを命じられた者がその期間内に手続の補完をしたときは、当該国際予備審査の請求は、手続の補完に係る書面の到達の日にされたものとみなす。

2 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、法第十四条に規定する事由のうち前項に規定するもの以外のあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

3 前二項の規定により手続の補完又は手続の補正をすべきことを命じられた者が前二項に規定する期間内に手続の補完又は手続の補正をしなかつたときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかつたものとみなす。

(手数料)

第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、一件につき千四百円とする。

2 法第十八条第二項本文の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 一件につき八万円

ロ 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき十六万六千円

二 法第十八条第二項の表二の項第二欄に掲げる者 一件につき一万円

三 法第十八条第二項の表三の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき二万六千円

ロ 法第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき五万八千円

3 法第十八条第二項の表一の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額とする。

4 法第十八条第二項の表二の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額に前項に規定する金額を合算して得た額とする。

5 法第十八条第二項の表三の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額とする。

6 法第八条第四項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

一 法第八条第四項第一号に掲げる場合 六万円

二 法第八条第四項第二号に掲げる場合 十二万六千円

7 法第十二条第三項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 一万五千元

二 法第十二条第三項第二号に掲げる場合 三万四千元

8 請求の範囲に記載されている発明のうちの特許協力条約に基づく規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明がある場合における前二項の規定の適用については、経済産業省令で定めるところにより、当該二以上の発明を一の発明とみなして前二項に規定する発明の数を算定するものとする。

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第三条 法第十八条の二の政令で定める者は、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十条各号のいずれかに該当する者とする。

(軽減の申請)

第四条 法第十八条の二の規定による手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る発明の国際出願の表示

(手数料の軽減)

第五条 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

4 前三項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるとき（法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。）は、その端数は、切り捨てる。

（在外者の手続の特例）

第六条 特許法施行令第一条（第二号及び第三号を除く。）の規定は、法の規定に基づく在外者の手続に準用する。

（審査官の資格）

第七条 特許法施行令第四条の規定は、国際調査及び国際予備審査に係る審査官の資格に準用する。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十二年法律第三十号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。

第二章 国際出願

（国際出願）

第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）は、特許庁長官に条約第二条(vii)の国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をするときも、同様とする。

（願書等）

第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は経済産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称並びにその国籍及び住所又は居所（出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所）

三 発明の名称

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（国際出願日の認定等）

第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。

一 出願人が第二条に規定する要件を満たしていないとき。

二 前条第二項第一号に掲げる事項の記載がないとき。

三 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

四 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

第五条 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が経済産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

(補正命令)

第六条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

一 願書が日本語又は第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

二 発明の名称の記載がないとき。

三 図面（図面の中の説明に限る。）及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないとき。

四 要約書が含まれていないとき。

五 第十六条第三項の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七条第一項から第三項までの規定（第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。

六 経済産業省令で定める方式に違反しているとき。

（取り下げられたものとみなす旨の決定）

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同条の規定により指定された期間内に手続の補正をしなかつたとき。

二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、経済産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。

第三章 国際調査

(国際調査報告)

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願（条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査（以下「国際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）につき、審査官に条約第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成させなければならない。

2 審査官は、国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、国際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

- 一 国際調査をすることを要しないものとして経済産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。
 - 二 明細書、請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な国際調査をすることができないとき。
 - 三 審査官は、国際出願がその一部の請求の範囲につき前項各号の一に該当するときは、その旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際調査の結果を、国際調査報告に記載するものとする。
 - 四 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。
 - 一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千円
 - 二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 十六万八千円
 - 五 審査官は、前項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、経済産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際調査報告に記載するものとする。

(文献の写しの請求)
 - 第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、経済産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。
- #### 第四章 国際予備審査
- (国際予備審査の請求)
- 第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十三条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求をすることができる。ただし、出願人が条約第三十一条(2)の規定により国際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求をしようとする者は、経済産業省令で定める事項を日本語又は経済産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。

(国際予備審査の請求に伴う補正)

第十一条 国際予備審査の請求をした出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(国際予備審査報告)

第十二条 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約第三十五条に規定する国際予備審査報告(以下「国際予備審査報告」という。)を作成させなければならない。

2 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、国際予備審査の請求に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、国際予備審査報告に記載するものとする。

一 国際予備審査をすることを要しないものとして経済産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

二 明細書、請求の範囲若しくは図面における記載が不明確であり、又は請求の範囲が明細書による十分な裏付けを欠いているため、請求の範囲に記載されている発明につき、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての同条(1)に規定する見解を示すことができないとき。

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千円

4 審査官は、前項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、経済産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際予備審査報告に記載するものとする。

(答弁書の提出)

第十三条 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次の各号の一に該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対しその旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

- 一 請求の範囲に記載されている発明に、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。
- 二 国際予備審査報告において条約第三十五条(2)に規定する意見を述べる必要があるときその他経済産業省令で定めるとき。

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(準用)

第十五条 第九条の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

第五章 雑則

(代表者等)

第十六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手續については、経済産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれを行うことができる。

2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合において出願人が代表者を定めていないときは、経済産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。

3 代理人によりこの法律の規定に基づく手續をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項本文の規定により法定代理人により手續をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

(手續の補完等の特例)

第十七条 出願人が第四条第二項の規定による命令又は第五条第一項の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手續を執つたときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手續は、その命令又は通知を受けたことにより執つた手續とみなす。

(手数料)

第十八条 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

一	<p>特許庁が国際調査をする国際出願をする者</p> <p>イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合</p> <p>ロ 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合</p>	<p>一件につき十七万円</p> <p>一件につき二十四万九千円</p>	<p>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額</p>
二	<p>特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者</p>	<p>一件につき一万八千円</p>	<p>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額</p>
三	<p>国際予備審査の請求をする者</p> <p>イ 一の項第二欄イに掲げる場合</p> <p>ロ 一の項第二欄ロに掲げる場合</p>	<p>一件につき四万八千円</p> <p>一件につき七万七千円</p>	<p>条約第三十一条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額</p>

3

特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第九十五条第六項の規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)について、同条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。)について、それぞれ準用する。(手数料の減免)

第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者(特許法第九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。(特許法の準用)

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

2 特許法第四十七条第二項の規定は、国際調査及び国際予備審査に準用する。

3 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分により準用する。

（経済産業省令への委任）

第二十条 第二条から前条までに定めるもののほか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

（条約に基づく機関としての事務）

第二十一条 この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第五十五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第四百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第五百十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四十三条の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定（「ジュ

ネーブ改正協定第一条^(xxviii)に規定する」及び「(次項において「国際事務局」という。)」を削る部分に限る。)、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条の三第一項の改正規定を除く。)、並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第一百二十二条の二第一項の改正規定、同法第一百八十四条の四第四項の改正規定、同法第一百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)(抄)

(特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

- 一 行政書士会及び日本行政書士会連合会
- 二 司法書士会及び日本司法書士会連合会
- 三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

- 四 税理士会及び日本税理士会連合会
- 五 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会
- 六 水先人会及び日本水先人会連合会
- 2 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人又は弁護士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。
- 3 第十四条第二項及び第三項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。
- 4 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更（以下この項、次項及び第十項において「組織変更」という。）をしたときは、第九条の規定にかかわらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。
- 5 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。
- 6 農業協同組合法第七十三条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第四項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 一 組織変更計画書
 - 二 定款
 - 三 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録
 - 四 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社）が監査役設置会社（監査役）の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。第十三項第三号及び第十八項第三号において同じ。）である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面
- 五 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更（第二号において「組織変更」という。）後の一般社団法人については第四項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる書面
 - 二 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面
 - 三 会計監査人を選任したときは、次の書面
 - イ 就任を承諾したことを証する書面
 - ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
 - ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
- 八 農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更後の消費生活協同組合については第四項の登記の申請書には、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面
 - 二 出資の総口数及び総額を証する書面
 - 三 代表権を有する者の資格を証する書面
- 九 農業協同組合法第八十八条第一項に規定する組織変更後の医療法人については第四項の登記の申請書には、前条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面
 - 二 代表権を有する者の資格を証する書面
 - 三 資産の総額を証する書面
- 十 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については第四項の登記の申請書について準用する。
- 十一 漁業生産組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の三第一項に規定する組織変更（以下この項から第十四項

までにおいて「組織変更」という。）をしたときは、同条第四項第十号に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

12 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

13 組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面

二 漁業生産組合の総会の議事録

三 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社
が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

14 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書について準用する。

15 第十四条第二項及び第三項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

16 生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の九第一項又は第百条の十七第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。

17 生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更（以下この項、第二十一項及び第二十二項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。

18 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第十六項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

19 森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第十六項の登記の

申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面

二 生産森林組合の総会の議事録

三 組織変更後の株式会社が取締役（組織変更後の株式会社）が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

20 森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第十六項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面

二 生産森林組合の総会の議事録

21 組織変更前の生産森林組合についてする第十七項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。

22 組織変更前の生産森林組合についてする第十七項の登記の申請書には、前条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面

三 当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）

23 第二十条第二項及び第三項の規定は、第十六項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第十七項に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

24 管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十六条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。

一 法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録

二 第二条第二項第一号に掲げる事項を証する書面

三 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面

25 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権ですることができる。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	資産の総額
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	資産の総額
学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、

<p>私立学校法第六十四条第四項の法人</p>	<p>監査法人</p>	<p>その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称</p>
<p>管理組合法人 団地管理組合法人</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）</p>	<p>社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>行政書士会 日本行政書士会連合会</p>	<p>建物の区分所有等に関する法律 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）</p>	<p>共同代表の定めがあるときは、その定め</p>
<p>行政書士法人</p>	<p>行政書士法</p>	<p>社員（行政書士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員が行政書士法第十三条の八第三項第四号に規定する特定社員であるときは、その旨及び当該社員が行うことができる特定業務（同法第十三条の六に規定する特定業務をいう。）</p>

原子力発電環境整備機構	漁業信用基金協会	漁業協同組合 漁業生産組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会	漁業共済組合 漁業共済組合連合会	
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	水産業協同組合法	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）	
資産の総額	区域 出資一口の金額 出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項	電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 公告の方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。） 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項	地区（漁業生産組合を除く。） 出資の総額 地区（漁業共済組合に限る。） 出資の総額	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

	広域臨海環境整備センター	(平成十二年法律第百十七号)	
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)	資産の総額	
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港務局を組織する地方公共団体 港湾区域	
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)	社員(司法書士法人を代表すべき社員を除く。)の 氏名及び住所	
日本司法書士会連合会	司法書士法	社員が司法書士法第三十六条第二項に規定する特定 社員であるときは、その旨	
司法書士法人	司法書士法	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、 その定め	
		合併の公告の方法についての定めがあるときは、そ の定め	
		電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがある ときは、電子公告関係事項	
社会福祉法人	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	資産の総額	
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十 九号)	社員(社会保険労務士法人を代表すべき社員を除 く。)の氏名及び住所	
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法	社員が社会保険労務士法第二十五条の十五第二項に 規定する特定社員であるときは、その旨	
社会保険労務士法人			

<p>森林組合</p>	<p>信用保証協会</p>	<p>職業訓練法人 都道府県職業能力開発協会 中央職業能力開発協会</p>	<p>商品先物取引協会</p>	<p>商店街振興組合 商店街振興組合連合会</p>	<p>使用済燃料再処理機構</p>	<p>商工会 商工会連合会</p>	<p>商工会議所 日本商工会議所</p>	
<p>森林組合法</p>	<p>信用保証協合法（昭和二十八年法律第九十六号）</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）</p>	<p>商品先物取引法</p>	<p>商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）</p>	<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）</p>	<p>商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）</p>	<p>商工会議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）</p>	
<p>地区</p>	<p>資産の総額</p>	<p>資産の総額（職業訓練法人に限る。） 地区（都道府県職業能力開発協会に限る。） 設置する職業訓練施設の名称</p>	<p>資産の総額 その定め</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p>	<p>地区（商工会に限る。）</p>	<p>地区（商工会議所に限る。）</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>

<p>生産森林組合 森林組合連合会</p>		<p>出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会</p>	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）</p>	<p>地区（生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合に限る。） 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。）</p>
<p>税理士会 日本税理士会連合会</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p>	<p>合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め（税理士会に限る。） 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項（税理士会に限る。）</p>
<p>税理士法人</p>	<p>税理士法</p>	<p>社員（税理士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>船員災害防止協会</p>	<p>船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）</p>	

							船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第一百七号）	出資一口の金額 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 設立認可年月日 合併認可年月日 地区（たばこ耕作組合中央会を除く。）
							たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百十五号）	
							地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）	
							地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	
							地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）	資本金
							投資者保護基金	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
							特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
							土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	
							土地改良事業団体連合会	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	地区
							土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百号）	

<p>日本土地家屋調査士会連合会</p>	<p>二十八号)</p>	<p>社員（土地家屋調査士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所</p>
<p>土地家屋調査士法人</p>	<p>土地家屋調査士法</p>	<p>社員（土地家屋調査士法第三十五条第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>特許業務法人</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）</p>	<p>社員（特許業務法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>内航海運組合 内航海運組合連合会</p>	<p>内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）</p>	<p>資産の総額 公告の方法</p>
<p>認可金融商品取引業協会</p>	<p>金融商品取引法</p>	<p>資産の総額 公告の方法</p>
<p>農業共済組合 農業共済組合連合会</p>	<p>農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）</p>	<p>区域 公告の方法</p>
<p>農業協同組合 農業協同組合連合会</p>	<p>農業協同組合法</p>	<p>地区 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出</p>

農事組合法人		<p>資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。） 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	<p>区域 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
農住組合	農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）	<p>地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法</p>
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	<p>出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 法人成立の年月日</p>
弁護士法人	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	<p>社員（弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは</p>

<p>保険契約者保護機構</p>		<p>、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項</p>
<p>防災街区計画整備組合</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号） 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額</p>
<p>水先人会 日本水先人会連合会</p>	<p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）</p>	<p>地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法</p>
<p>労働災害防止団体（中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会）</p>	<p>労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八号）</p>	

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）

第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 弁護士（弁護士法人を含む。）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）
- 二 司法書士（司法書士法人を含む。）にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）
- 三 土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士（税理士法人を含む。）にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士（特許業務法人を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する特定侵害訴訟の手続については、同法第六条に規定する訴訟の手続については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が同法第三条に規定する事業として行う役務の提供

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第二条第一項の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により

特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十二号において同じ。）を含む。以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第五十六の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供

六 公認会計士が行う公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供、同法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士が行う同法第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供及び同法第三十四条の二の二第一項に規定する監査法人が行う同法第三十四条の五に規定する業務として行う役務の提供（同条第二号に掲げるものを除く。）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六十条第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十条第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、水産業協同組合法百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法百十條第二項に規定する役務の提供、同法百十六條第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法百十條第二項に規定する役務の提供及び同法百十八條第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十九条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第六項第一号に規定する役務の提供

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若し

くは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業者」という。）が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供

九 海上運送法第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十一 司法書士が行う司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する司法書士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十二 土地家屋調査士が行う土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する土地家屋調査士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十三 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供

十四 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第二項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供

十五 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一号に規定する事業として行う役務の提供

十六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が行う自動車の点検又は整備

十七 税理士が行う税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項若しくは第二項又は第二条の二第二項に規定する役務の提供及び同法第四十八条の二に規定する税理士法人が同法第四十八条の五に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十八条の六に規定する役務の提供

十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代

事業者（以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が行う同法第二条第十八項に規定する役務の提供、同法第二百二十六条第一項に規定する外国人国際航空運送事業者が行う同法第二百二十九条第一項に規定する役務の提供及び同法第三百三十条の二の許可を受けた者が行う同条に規定する役務の提供

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「労働金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供、同法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供及び同法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第一百五十五条に規定する国民年金基金が行う同法第二百二十八条第一項に規定する役務の提供

二十五 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

二十六 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供又は同法第二十五条の九の二に規定する役務の提供

二十七 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者が行う同法第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

二十八 削除

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、電子決済等代行業者が行う同法第二条第十七項に規定する役務の提供、同法第二十項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十四項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十 削除

三十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者が行う同法第一項に規定する役務の提供及び同法第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十二項に規定する役務の提供

三十二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行う同法第四号に規定する役務の提供

三十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者が同法第二条第一項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第三十四条の二第一項に規定する索道事業者が行う同法第二条第五項に規定する役務の提供

三十四 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第七項に規定する役務の提供及び同法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第八項に規定する役務の提供

三十五 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供及び同法第三十六条第一項に規定する貨物軽自動車運送事業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

三十六 削除

三十七 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者が行う同法第三項に規

定する役務の提供

三十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する役務の提供及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者が行う同条第六項に規定する役務の提供

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九條第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三條第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九條第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六條に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。）が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同条第二項に規定する特定権利の販売又は役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人が行う同項に規定する役務の提供及び同法第二百二十四條に規定する原委託者が行う同法第二百八十六條第一項に規定する特定権利の販売又は役務の提供

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二 金融サービス仲介業者が行う金融サービスの提供に関する法律第十一条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同法第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十二項に規定する役務の提供

四十三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者が行う同法第一項に規定する役務の提供

四十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同法第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同法第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「農林中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二項に規定する役務の提供

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者が行う同法第三号に規定する役務の提供

四十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社が行う同法第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同法第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同法第八項に規定する役務の提供及び同法第十項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十四項に規定する役務の提供

四十七 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第一項に規定する役務の提供及び同法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫

電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六十条の二第一項に規定する役務の提供

四十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関が同法第五十七条に規定する事業又は業務として行う役務の提供

四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同法第二条に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第八項に規定する暗号資産交換業者が行う同法第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同法第十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十四項に規定する役務の提供

五十 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第六十五条第二項に規定する業務として行う役務の提供

五十一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第十項に規定する住宅宿泊仲介業者が行う同法第八項に規定する役務の提供

○弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（抄）

（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除）

第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。

一 特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付

二 特許料又は登録料を納付すべき期間の延長の請求

三 特許料又は登録料の軽減、免除又はその納付の猶予の申請

四 既納の特許料又は登録料の返還の請求

五 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十六条第一項本文（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十三条第一項本文、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）

第七十二条第一項本文又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項若しくは第二項の規定による請求

六 既納の手数料の返還の請求

七 商標法第六十八条の六第一項の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求

八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申

出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第三項の規定による届出

九 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）、実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）又は商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の規定による手続で経済産業省令で定めるもの

十 特許証、実用新案登録証、意匠登録証又は商標登録証若しくは防護標章登録証の再交付についての手続で経済産業省令で定めるもの

十一 商標法第四条第一項第十七号のぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定についての手続で経済産業省令で定めるもの

十二 第二号から第八号まで及び前二号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六号まで、第八号及び前二号に掲げる手続（これらの手続の補正又はこれらの補正の補正を含む。）に係る弁明書の提出をすべき期間の延長の請求

十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十四 第一号から第六号まで及び第八号から前号までに掲げる手続に係る弁明書の提出

十五 特許料、割増特許料、登録料若しくは割増登録料又は第二号、第五号及び第十二号に掲げる手続に係る手数料の納付に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出

十六 第四号及び第六号に掲げる手続に際してする工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書、明細書、特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲、要約書、手続補完書、明細書等補完書（明細書について補完をするものに限る。）、出願審査の請求書、意見書並びに出願公開の請求書

二 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書

三 実用新案技術評価の請求書及び実用新案登録の訂正書

四 審判、再審又は判定に係る請求書、答弁書、訂正の請求書及び意見書

五 裁定に係る請求書、答弁書及び取消請求書

六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換えの登録の申請書

- 七 国際出願に係る願書、明細書、請求の範囲、要約書及び手続補完書並びに国際予備審査に係る請求書、答弁書及び手続補完書
 - 八 意匠に係る国際登録出願又は商標に係る国際登録出願の願書
 - 九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求に係る審査請求書
 - 十 弁明書（前条第一号から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる手続に係るものを除く。）
 - 十一 前各号に掲げる書類についての手続補正書
- 2 法第七十五条の政令で定める電磁的記録は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により前項各号に掲げる書類とみなされる電磁的記録とする。

○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（抄）

（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）

第十五条 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益することができる権利（所有権を除く。）
 - 二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）
- 2 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものとする。
- 一 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人
 - 二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者
- 3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
 - イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
 - (2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三二号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の会計参与

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）

（他人の依頼を受けて申請等を行う者が所属する団体等）

第十一条 法第十七条第五項第一号の政令で定める団体は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該団体に係る同項の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる団体ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士 社会保険労務士法人
日本行政書士会連合会	行政書士 行政書士法人
日本司法書士会連合会	司法書士 司法書士法人
日本税理士会連合会	税理士 税理士法人
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士 土地家屋調査士法人
日本弁理士会	弁理士 特許業務法人

○信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）

（信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者）

第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて、次に掲げる者以外の者
 - イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
 - (2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 - ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者
 - (2) 弁護士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

(2) 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者

(2) 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 税理士又は税理士法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 税理士にあつては、次に掲げる者

(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

(2) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 税理士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者

(2) 税理士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

ロ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

五 弁理士又は特許業務法人であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権（以下この号において同じ。）及び知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

- (2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 - ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者
 - (2) 弁理士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- 六 前各号に掲げるもののほか、信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

○有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（抄）

（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務）

第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する業務
- 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務
- 三 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項に規定する業務
- 四 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する業務
- 五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二に規定する業務
- 六 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第一条に規定する業務
- 七 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務
- 八 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号から第二号までに掲げる業務
- 九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六条の二第一項に規定する業務並びに同法第七十五条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が行うことができない業務